

第百七十九回国会
衆議院
財務金融委員会
議 録 第 三 号

平成二十三年十一月九日(水曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 海江田万里君

理事 網屋 信介君 理事 泉 健太郎

理事 岸本 周平君 理事 寺田 学君

理事 豊田潤多郎君 理事 竹下 巨君

理事 山口 俊一君 理事 竹内 譲君

五十嵐文彦君 石井登志郎君

江端 貴子君 小野塚勝俊君

緒方林太郎君 大串 博志君

大西 孝典君 岡田 康裕君

近藤 和也君 齋藤やすのり君

菅川 洋君 中塚 一宏君

藤田 憲彦君 古本伸一郎君

三谷 光男君 三村 和也君

齋藤 健君 丹羽 秀樹君

西村 康稔君 野田 毅君

三ッ矢憲生君 村田 吉隆君

山本 幸三君 佐々木憲昭君

財務大臣 安住 淳君

内閣府副大臣 中塚 一宏君

財務副大臣 五十嵐文彦君

内閣府大臣政務官 大串 博志君

財務大臣政務官 三谷 光男君

財務金融委員会専門員 北村 治則君

委員の異動

十一月九日

辞任

鈴木 克昌君

中林美恵子君

同日

辞任

補欠選任

大西 孝典君

石井登志郎君

補欠選任

石井登志郎君 中林美恵子君
大西 孝典君 鈴木 克昌君

十一月七日

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案(内閣提出第四号)
は本委員会に付託された。

十月二十八日

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百七十七回国会開法第二号)
は議院の承諾を得て修正された。

十一月二日

消費税増税の中止と医療を初めとする生活必需品にゼロ税率の適用を求めることに関する請願(吉井英勝君紹介)(第六三三号)
消費税の増税反対、食料品など減税に関する請願(宮本岳志君紹介)(第六四四号)
消費税率を引き上げないことに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第六五五号)

同(笠井亮君紹介)(第六六六号)
同(穀田恵二君紹介)(第六六七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第六六八号)
同(志位和夫君紹介)(第六六九号)
同(塩川鉄也君紹介)(第七〇号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第七一号)
同(宮本岳志君紹介)(第七二号)
同(吉井英勝君紹介)(第七三三号)

消費税を減税し、医療へのゼロ税率適用を求めることに関する請願(吉井英勝君紹介)(第七四号)
所得税法第五十六条の廃止に関する請願(吉井英勝君紹介)(第七五号)
所得税法第五十六条の廃止を求めることに関する

る請願(阿部知子君紹介)(第七六六号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第七七号)

同(笠井亮君紹介)(第七七八号)

同(穀田恵二君紹介)(第七九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第八〇号)

同(重野安正君紹介)(第八一号)

同(野田国義君紹介)(第八二号)

同(吉井英勝君紹介)(第八三三号)

同(石川知裕君紹介)(第一四八号)

同(京野公子君紹介)(第一四九号)

は本委員会に付託された。

十月二十八日

所得税法第五十六条の改正を求める意見書(大阪府大東市議会)(第八〇六号)
消費税に係る措置を求める意見書(和歌山県議会)(第八〇七号)
中小事業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書(宮城県加美町議会)(第八〇八号)

東日本大震災による被災者をさらに苦しめ、生活再建の大きな障害になる消費税増税に反対する意見書(奈良県御所市議会)(第八〇九号)
復興財源等を理由とする消費税増税に反対する意見書(福岡県行橋市議会)(第八一〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案(内閣提出第四号)

○海江田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣安住淳君。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○安住国務大臣 ただいま議題となりました東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成二十三年度から平成二十七年までまでに実施する施策に必要な財源については、歳出の削減並びに復興特別税の収入、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の処分による収入並びに国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して確保することとし、これらの財源が入るまでの間のつなぎとして復興債を発行することにより、所要の資金調達を行うこととしたところでございます。

本法律案は、このための法律上の手当てについて措置するものであります。

以下、その大要を申し上げます。
第一に、平成二十四年度から平成二十七年までの間において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとしております。

第二に、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所要数を国債整理基金特別会計に所屬がえをすることとしております。

第三に、税制上の措置として、復興特別所得税、復興特別法人税及び復興特別たばこ税を創設することとしております。

第四に、平成二十三年度補正予算(第3号)から平成二十七年までの各年度において、復興費用の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができるとし、償還は平成三十四年度までの間に行うこととしております。

なお、平成二十三年度補正予算(第1号)において減額された基礎年金の国庫負担の追加に要する費用の財源として、復興債を発行することができるとしてしております。

第五に、復興特別税等の収入については、復興費用及び復興債の償還費用の財源に充てることとし、また、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金等については、復興債の償還費用の財源に充てることとしております。

第六に、附則において、政府は、この法律の施行後適当な時期において、復興施策に必要な財源の確保等についての見直しを行うこととしております。

また、平成三十四年度までに二兆円に相当する償還費用の財源の確保を旨として税外収入を確保することとし、日本たばこ産業株式会社の株式等の処分の可能性について検討を行うとともに、日本郵政株式会社の株式の処分のあり方を検討し、これらの早期の処分に努めてまいることとし、これによる財源の確保が見込まれる場合、復興費用の見込み額を勘案しつつ、復興特別税の負担軽減のための所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。
何とぞ早急に御審議くださいますようお願いを

申し上げます。
○海江田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ(第三条)

第三章 日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所屬替等(第四条・第五条)

第四章 復興特別所得税

第一節 総則(第六条―第十一条)

第二節 個人の納税義務(第十二条―第二十五条)

第三節 法人の納税義務(第二十六条・第二十七条)

第四節 源泉徴収(第二十八条―第三十一条)

第五節 雑則(第三十二条・第三十三条)

第六節 罰則(第三十四条―第三十九条)

第五章 復興特別法人税

第一節 総則(第四十条―第四十六条)

第二節 課税標準(第四十七条)

第三節 税額の計算(第四十八条―第五十二条)

第四節 申告、納付及び還付等(第五十三条―第五十九条)

第五節 雑則(第六十条―第六十三条)

第六節 罰則(第六十四条―第六十八条)

第六章 復興特別たばこ税

第一節 総則(第六十九条―第七十二条)

第二節 課税標準及び税率(第七十三条・第七十四条)

第三節 免税及び税額控除等(第七十五条―第七十七条)

第四節 申告及び納付等(第七十八条―第八十四条)

第五節 雑則(第八十五条・第八十六条)

第六節 罰則(第八十七条―第八十九条)

第七章 復興債の発行等(第九十条―第九十二条)

第八章 復興特別税の収入の使途等(第九十三条―第九十五条)

附則 第一章 総則

(趣旨) 第一条 この法律は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第一条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間に必要となる財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所屬替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税、復興特別法人税及び復興特別たばこ税(以下「復興特別税」という。)を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

(基本原則) 第二条 政府は、復興施策に要する費用(平成二十三年度の一般会計補正予算(第1号)及び一般会計補正予算(第2号)に計上された費用を除

き、第九十一条に規定する復興債の収入をもつて充てられる費用を含む。)の財源については、東日本大震災復興基本法第七十一条に基づき歳出の削減並びに第九十三条第一項に定める復興特別税の収入、同条第二項に定める財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、同条第三項に定める株式の処分による収入及び同条第四項に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して、確保するものとする。

第二章 財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ

第三条 政府は、平成二十四年度から平成二十七年までの間において、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号。以下「特別会計法」という。)第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計法第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計法第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

第三章 日本たばこ産業株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所屬替等

第四条 日本たばこ産業株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所屬替等

規定により財政投融資特別会計の投資勘定に帰属した日本たばこ産業株式会社(以下この項において「会社」という。)の株式のうち、会社が発行している株式(株主総会において決議することのできる事項の全部について議決権を行使す

き、第九十一条に規定する復興債の収入をもつて充てられる費用を含む。)の財源については、東日本大震災復興基本法第七十一条に基づき歳出の削減並びに第九十三条第一項に定める復興特別税の収入、同条第二項に定める財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、同条第三項に定める株式の処分による収入及び同条第四項に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して、確保するものとする。

第二章 財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ

第三条 政府は、平成二十四年度から平成二十七年までの間において、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号。以下「特別会計法」という。)第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計法第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計法第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

ることができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、同勘定から無償で国債整理基金特別会計に所屬替をするものとする。

2 政府は、前項の規定により国債整理基金特別会計に所屬替をした株式については、できる限り早期に処分するものとする。

(東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所屬替)

第五条 東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第百八十八号)附則第十一条の規定により政府に無償譲渡された東京地下鉄株式会社の株式(日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)附則第二十四条第二項の規定により政府が譲り受けた帝都高速度交通営団に対する出資持分に相当するものに限る。)は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所屬替をするものとする。

第四章 復興特別所得税

第一節 総則

(定義)

第六条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非永住者 所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。

三 非居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。

四 内国法人 所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人をいう。

五 外国法人 所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人をいう。

六 人格のない社団等 所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。

七 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十

第一類第五号

財務金融委員会議録第三号

平成二十三年十一月九日

七号に規定する確定申告書及び租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第三十七条の十二の第二十一項(同法第三十七条の十三の第二七項において準用する場合を含む。)又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項(同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による申告書をいう。

八 復興特別所得税申告書 第十七条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)又は同条第二項の規定による申告書をいう。

九 期限後申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十一 更正の請求 国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

十二 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十三 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十四 決定 第二十三条の場合を除き、国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

十五 源泉徴収 第四節の規定により復興特別所得税を徴収して納付することをいう。

十六 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十七 充当 第三十条の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

十八 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

(法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用)

第七条 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

2 所得税法第二条第一項第八号の三に規定する

法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の同法第六条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章(次条、第十一条及び第六節を除く。)の規定を適用する。

3 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(納税義務者及び源泉徴収義務者)

第八条 所得税法第五条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得税額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。

(課税の対象)

第九条 居住者又は非居住者に対して課される平成二十五年から平成三十四年までの各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

2 内国法人又は外国法人に対して課される平成二十五年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

(基準所得税額)

第十条 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額(附帯税の額を除く。)をいう。

一 非永住者以外の居住者 所得税法第七条第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九十五条の規定を除く。次号において同じ。)により計算した所得税の額

二 非永住者 所得税法第七条第二号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

三 非居住者 所得税法第七条第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

四 内国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

イ 所得税法第七条第一項第四号に定める所得

ロ 租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同条第十一項に規定する外貨債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益

五 外国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

イ 所得税法第七条第一項第五号に定める所得

ロ 租税特別措置法第九条の六第三項に規定する外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等並びに同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益

(納税地)

第十一条 復興特別所得税(源泉徴収に係るものを除く。)の納税地は、復興特別所得税を納める

義務がある者の所得税法第十五条又は第十六条の規定による所得税の納税地(同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)とする。

2 源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地は、源泉徴収をする義務がある者の所得税法第十七条の規定による所得税の納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)とする。

3 所得税法第十九条の規定は、所得税の納税地の指定の処分取消しがあつた場合における復興特別所得税について準用する。

第二節 個人の納税義務

(個人に係る復興特別所得税の課税標準)

第十二条 個人に対して課する復興特別所得税の課税標準は、その個人のその年分の基準所得税額とする。

(個人に係る復興特別所得税の税率)

第十三条 個人に対して課する復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に百分の四の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国税額の控除)

第十四条 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から平成三十四年までの各年において所得税法第九十五条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 前項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除

をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。
(復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例)

第十五条 復興特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する復興特別所得税の額は、前三条の規定により計算した復興特別所得税の額によらず、その者のその年分の第七十七条第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額の合計額による。

(予定納税)

第十六条 平成二十五年から平成三十四年までの各年分の所得税法第四十条第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に百分の四を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第七十七条第一項(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき所得税に係る復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 所得税法第二編第五章第一節(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。この場合において、同法第四十条第一項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び当該金額に百分の四を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは「所得税及び復興特別所得税を」と、同法第七十七条第一項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第一百一十一条第四項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額及び当該金額に百分の四を乗じて計算した金額の合計額」と、同法第一百四十四条第三項までの規定及び第一百五十五条中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合においては、その納付額

を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

4 前項の規定により納付があつたものとされた額に二円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準及び税額の申告)

第十七条 所得税法第二百一十条第一項、第二百一十四条第一項(同法第二百五条第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項又は第二百二十七条第一項(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 その年分の確定申告書に係る基準所得税額
二 前号に掲げる基準所得税額につき第十三条及び第十四条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額
三 その年分の所得税法第二百一十条第一項第五号に規定する源泉徴収税額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額(当該復興特別所得税の額のうち、出国申告書(同法第二百一十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書に併せて提出する復興特別所得税申告書をいう。以下この項及び第四項において同じ。)を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額その他政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「源泉徴収特別税額」という。)

四 前号に掲げる金額の計算上控除しきれな

かつた源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

五 その年分の予納特別税額がある場合には、第二号に掲げる復興特別所得税の額(源泉徴収特別税額がある場合には、第三号に掲げる金額)から当該予納特別税額を控除した金額

六 前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

七 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 確定申告書(前項に規定する確定申告書を除く。)を提出する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

3 その年分の復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書は、当該復興特別所得税と年分が同一である所得税に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に併せて提出しなければならない。

4 第一項第五号及び第六号に規定する予納特別税額とは、次に掲げる税額の合計額(当該税額のうちに、出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額をいう)。

一 前条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額

二 その年において出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより、次条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付した、又は納付すべき復興特別所得税の額

5 所得税法第七十二条第一項の規定による申告書(以下この項において「非居住者給与等申告書」という。)を提出すべき者は、その年分の非居住者給与等申告書に係る次に掲げる事項を記

載した申告書を、当該非居住者給与等申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 所得税法第七十二条第一項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

二 所得税法第七十二条第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三 第一号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四 その者が所得税法第七十一条に規定する退職手当等について同条の選択をする場合には、次に掲げる事項

イ 所得税法第七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

ロ 所得税法第七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該所得税の額のうちに同法第七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額を含む。）

ハ イに掲げる復興特別所得税の額からロに掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

五 第一号及び前号イに掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

6 所得税法第七十三条第一項の規定による申告書を提出する者は、その年分の当該申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一 所得税法第七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十

三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

二 所得税法第七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該所得税の額のうちに同法第七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額を含む。）

三 前号に掲げる復興特別所得税の額から第一号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四 第一号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

7 第三項の規定は、その年分の復興特別所得税に係る第五項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは前項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは更正請求書について準用する。（申告による納付等）

第十八条 前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者は、当該復興特別所得税申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第三号に規定する源泉徴収特別税額があり、かつ、同項第五号に規定する予納特別税額がない場合には、同項第三号に掲げる金額とし、同項第五号に規定する予納特別税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。）があるときは、当該金額に相当する復興特別所得税を当該復興特別所得税申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

2 前項の規定により復興特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十五条第二項の規定により復興特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第二百二十八条から第三百三条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき（国税通則

法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。）は、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。

3 前項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合においては、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

4 前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者が第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額（第六項において準用する所得税法第七十三条第一項の申請書を提出する場合）は、当該復興特別所得税の額からその申請書に記載した次項の規定による延納を求めようとする復興特別所得税の額を控除した額（の二分の一に相当する金額以上の復興特別所得税を第一項の規定による納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができ。）

5 税務署長は、所得税法第七十二条第二項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の延納の許可をする場合には、当該延納に係る所得税の額に百分の四を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の延納を併せて許可するものとする。

6 所得税法第七十二条第二項及び第三項、第七十三条第二項並びに第七十三条から第七十七條まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、前二項の規定による復興特別所得税の納付の延期又は延納の許可について準用する。この場合において、同法第七十二条第二項中「所得税の額」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と読み替えるものとする。

7 前条第五項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第三号に掲げる金額（同項第四号ハに掲げる金額がある場合には、同項第三号に掲げる金額と同項第四号ハに掲げる金額との合計額）に相当する復興特別所得税を当該申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

8 前項の規定により復興特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十五条第二項の規定により復興特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第七十二条第三項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき（国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。）は、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。

9 第三項の規定は、前項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合について準用する。

10 第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第十九条 復興特別所得税申告書の提出があつた場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第一項第四号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

2 前項の場合において、同項の復興特別所得税申告書に記載された第十七条第一項第四号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

3 復興特別所得税申告書の提出があつた場合に

第一類第五号 財務金融委員会議録第三号 平成二十三年十一月九日

において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第一項第六号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額(次項において「予納特別税額」という。)を還付する。

4 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の復興特別所得税申告書に係る年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

5 前各項(第二項を除く。)の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第百三十八条又は第百三十九条(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

6 前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があつたものとする。

7 所得税法第百三十八条第三項及び第四項並びに第百三十九条第三項から第五項まで(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、第一項から第五項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

8 第十七条第六項の規定による申告書の提出があつた場合には、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、同項第三号に掲げる金額に相当する復興特別所得税を還付する。

9 前項の場合において、同項の申告書に記載された第十七条第六項第二号に掲げる復興特別所得税の額(第二十八条第一項の規定により併せて徴収されるべきものに限る。)のうちにまだ納

付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

10 第八項の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第百七十三条第二項の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

11 第六項の規定は、前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合について準用する。

12 所得税法第百七十三条第四項の規定は、第八項から第十項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

13 第六項(第十一項において準用する場合を含む。)の規定により還付があつたものとされた額に一元未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(青色申告)

第二十条 所得税法第百四十三条(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の承認を受けている者は、復興特別所得税申告書及び復興特別所得税申告書に係る修正申告書(次項において「復興特別所得税申告書等」という。)について、青色の申告書により提出することができ

2 個人が所得税法第百五十条第一項(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定により同法第百四十三条の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同項各号に定める年分以後の各年分の復興特別所得税につきその個人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別所得税申告書等は、青色申告書(同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別所得税申告書等という。)以外の申告書とみなす。

(更正の請求の特例)
第二十一条 所得税法第百五十二条(同法第百六

十七条において準用する場合を含む。)の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。)の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十二条に規定する各種所得の金額につき同条に規定する事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号の事由が生じた場合について準用する。

2 所得税法第百五十三条(同法第百六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、個人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴う年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となるとき、又は同項第四号若しくは第六号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となるときについて準用する。

一 確定申告書に記載すべき所得税法第百二十一条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)に掲げる金額
二 復興特別所得税申告書に記載すべき第十七条第一項第一号から第六号までに掲げる金額
(更正及び決定)
第二十二條 復興特別所得税及び所得税に係る更正又は決定は、年分が同一であるこれらの税に係る更正又は決定に併せて行わなければならない。

2 所得税法第百五十五条第二項(同法第百六十八条において準用する場合を含む。)の規定は、

同項の規定により更正通知書(同項に規定する更正通知書をいう。)にその理由を付記して行う所得税の更正と併せて行う復興特別所得税の更正について準用する。

(更正等又は決定による源泉徴収特別税額等の還付等)
第二十三条 個人の各年分の復興特別所得税につ

き国税通則法第二十五条の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第十七条第一項第四号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その個人に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

2 個人の各年分の復興特別所得税につき更正(当該復興特別所得税についての処分等(更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第五項において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第十七条第一項第四号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する復興特別所得税を還付する。

3 前二項の場合において、これらの規定による還付金の額の計算の基礎となつた第十七条第一項第四号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前二項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

4 個人の各年分の復興特別所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第十七条第一項第六号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その個人に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額(次項及び第六項において「予納特別税額」という。)を還付する。

5 個人の各年分の復興特別所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第十

七条第一項第六号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する予納特別税額を還付する。

6 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

7 前各項(第三項を除く。)の規定により復興特別所得税を還付する場合において、所得税法第百五十九条又は第百六十条(これらの規定を同法第百六十八条において準用する場合を含む。)の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて還付するものとする。

8 前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があったものとする。

9 所得税法第百五十九条第四項及び第五項並びに第百六十条第四項から第六項まで(これらの規定を同法第百六十八条において準用する場合を含む。)の規定は、第一項から第七項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

10 第八項の規定により還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準の端数計算等)

第二十四条 この節の規定により課する復興特別所得税(附帯税を除く。次項及び第三項において同じ。)の課税標準の端数計算については、国税通則法第百八十八条の規定にかかわらず、その

課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその金額が一円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

2 この節の規定により納付すべき復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税(附帯税を除く。次項において同じ。)の確定金額の端数計算については、国税通則法第百九条の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によつて行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

3 この節の規定により還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付金等(国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等をいう。次条第一項及び第三十一条第三項において同じ。)の額の端数計算については、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。

4 この節の規定により納付すべき復興特別所得税及び所得税に係る附帯税並びにこれらの附帯税の免除に係る金額(以下この条及び第三十一条第三項において「附帯税等」という。)の計算については、その計算の基礎となるべきその年分の復興特別所得税及び所得税の合計額によつて行い、算出された附帯税等をその計算の基礎となつた復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る附帯税等の額とする。

5 この節の規定により還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付加算金の計算については、その年分の復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の合計額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額とする。

6 前二項の規定により復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。

7 第四項又は第五項の規定により按分された額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(充当の特例)

第二十五条 還付金等又は還付加算金を未納の復興特別所得税及び所得税に充当するときは、これらの税に併せて充当しなければならない。

2 前項の規定による充当があつた場合においては、その充当に係る金額を納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の充当があつたものとする。

3 前項の規定により充当があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 法人の納税義務

(法人に係る復興特別所得税の課税標準)

第二十六条 法人に対して課する復興特別所得税の課税標準は、その法人の基準所得税額とする。

(法人に係る復興特別所得税の税率)

第二十七条 法人に対して課する復興特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に百分の四の税率を乗じて計算した金額とする。

第四節 源泉徴収

(源泉徴収義務等)

第二十八条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三章の第三項、第六章第二項(同条第十一項において準用する場合を含む。)、第八条の第三第三項、第九条の第二項、第九条の三の第二項、第九条の六第四項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項及び第四

十二条第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成二十五年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第三十条第一項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に關する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に百分の四の税率を乗じて計算した金額とする。

3 次の各号に掲げる規定により所得税の還付をするべき者は、その還付(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。)の際、当該還付をする所得税の額に百分の四を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

一 租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項又は第三十七条の十一の六第七項の規定これらの規定により平成二十五年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間に行うべき還付

二 租税特別措置法第四十一条の十二第五項又は第六項の規定 これらの規定により平成二十五年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間に発行された同条第七項に規定する割引債について行うべき還付

4 所得税法第二百五条(租税特別措置法第四十二条第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第一項の規定による復興特別所得税の徴収が行われたものとみなす。

5 所得税法第四編第七章の規定は、第一項の規定により徴収して納付すべき復興特別所得税に

ついて準用する。

6 前各項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があつた場合においては、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の百四分の四に相当する額の復興特別所得税及び百四分の百に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があつたものとする。

7 第三項の規定による還付の手続、前項の規定により徴収及び納付又は還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例)

第二十九条 居住者に対して支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等(次条において「給与等」という。)について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

一 所得税法第百八十五条第一項又は第百八十六条第一項の規定による所得税の額及び前条第二項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第二から別表第四までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

二 所得税法第百八十九条第一項の規定により計算した所得税の額及び前条第二項に規定する復興特別所得税の額 同法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額

2 前条第六項及び第七項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があつた場合について準用する。

3 財務大臣は、第一項第一号の表又は同項第二号の方法を定めたときは、これを告示する。
(年末調整)

第三十条 所得税法第百九十条に規定する給与等の支払者が、同条に規定する居住者に対してその年最後に支払う給与等につき所得税及び復興特別所得税を徴収する場合において、第一号に掲げる合計額が第二号に掲げる合計額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税及び復興特別所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収して当該所得税の法定納期限までに国に納付しなければならぬ。

一 所得税法第百八十三条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額及び第二十八条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき復興特別所得税の額の合計額

二 所得税法第百九十条第二号に掲げる税額(租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した後の税額)及び当該税額に百分の四を乗じて計算した復興特別所得税の額の合計額(当該合計額に百円未満の端数があるときは、又は当該合計額の金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額)

2 所得税法第百九十一条から第百九十三条までの規定は、前項の規定による充当又は納付が行われる場合について準用する。この場合において、同法第百九十一条中「前条の場合」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。次条において「特別措置法」という。)第三十条第一項(年末調整の場合)と、「同条」とあるのは「同項」と、「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第百九十二条第一項中「第百九十条」とあるのは「特別措置法第三十条第一項」と、「同条」とあるのは「同項」と、「同条の」とあるのは「第百九十条(年末調整)に規定する」と

と、同条第二項中「第百九十条」とあるのは「特別措置法第三十条第一項」と、「同条の居住者」とあるのは「第百九十条に規定する居住者」と、「第百九十条」とあるのは「特別措置法第三十条第一項」と、同項第一号中「及び第百九十条」とあるのは「並びに特別措置法第二十八条第一項(源泉徴収義務等)及び第三十条第一項」と、「の額」とあるのは「及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「の額」とあるのは「及び特別措置法第二十八条第一項の規定」と、「の額」とあるのは「及び復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

3 第二十八条第六項及び第七項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて準用する所得税法第百九十一条若しくは第百九十二条の規定による所得税及び復興特別所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があつた場合について準用する。

(源泉徴収に係る復興特別所得税の課税標準の端数計算等)

第三十一条 源泉徴収に係る復興特別所得税(附帯税を除く。次項において同じ。)の課税標準の端数計算については、国税通則法第百十八条の規定は、適用しない。

2 源泉徴収に係る復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税(附帯税を除く。)の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額

によって行い、当該合計額に一円未満の端数があるとき、又はその金額が一円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

3 第二十四条第三項から第七項までの規定は源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税の還付金等、附帯税等又は還付加算金の計算について、第二十五条の規定は還付金等又は還付加算金を未納の源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税に充当する場合について、それぞれ準用する。

第五節 雑則

(当該職員の問題検査権等)

第三十二条 国税通則法第七十四条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十二第一項の規定は、復興特別所得税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二第一項の規定による復興特別所得税に関する質問、検査若しくは提示若しくは提出の要求をする場合又は同法第七十四条の十二第一項の諮問をする場合について準用する。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所得税法	第四十五条第一項第二号	所得税(規定)	所得税及び復興特別所得税(これらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第十八条第六項(申告による納付等)において準用する場合を含む。)の規定

[illegible]

に關する法律
(昭和四十四
年法律第四十
六号)

第三條第二項		を還付する	と当該所得税の額につき特別措置法第二十八條第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額に相当する金額とを併せて還付する。この場合においては、同條第六項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する
第三條第三項		所得税がある 前項 所得税が国に	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八條第一項の規定により併せて徴収すべき復興特別所得税がある 特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される前項前段 所得税及び当該所得税に併せて徴収すべき復興特別所得税が国に
第三條の三第一項		租税特別措置法 所得税の を還付する	平成二十五年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法 所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八條第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額(次項前段又は同條第三項(租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。)の規定により併せて還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八條第六項及び第三十一条第三項の規定を準用する
第三條の三第二項		所得税の を還付する	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八條第六項及び第三十一条第三項の規定を準用する

国税通則法		第五條の二第二項	を還付する	措置法第二十八條第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額(前項前段又は同條第三項(租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。)の規定により併せて還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八條第六項及び第三十一条第三項の規定を準用する
第六條	同法 除く。	同法、特別措置法	同法、特別措置法	同法、特別措置法
第二條第二号	所得税(この	所得税及び復興特別所得税(これらの	除く。)、特別措置法第四章(第十一条第一項を除く。)	除く。)
第二條第八号	所得税法	所得税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に關する特別措置法(平成二十三年法律第 号。以下「特別措置法」という。)	所得税及び復興特別所得税	所得税、復興特別所得税
第十五條第二項第一号及び第二号	所得税	所得税	所得税	所得税、復興特別所得税
第十五條第三項第一号	(以下「予定納税に係る所得税」	及び特別措置法第十六條「予定納税の規定により納付すべき復興特別所得税(以下「予定納税に係る所得税等」	所得税、復興特別所得税	所得税、復興特別所得税
第二十一條第二項、第三十條第二項及び	所得税	所得税、復興特別所得税	所得税、復興特別所得税	所得税、復興特別所得税

相統税法(昭和二十五法律第七十三号)	第三十三條第二項	所得稅に	所得稅等に
	第三十七條第一項	所得稅に	所得稅等に
	第四十三條第二項	所得稅	所得稅、復興特別所得稅
	第四十六條第一項第三号及び第六十條第一項第四号	所得稅	所得稅等
	第六十五條第三項第二号	加算した金額	加算した金額(特別措置法第十四條(外國稅額の控除)の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第十七條第一項第三号(課稅標準及び稅額の申告)に規定する源泉徴収特別稅額に相當する金額又は同條第四項に規定する予納特別稅額があるときは、これらの金額を加算した金額)
地方稅法(昭和二十五法律第二百二十六号)	第七十五條第四項第一号	所得稅法	所得稅法、特別措置法第二十條第二項(青色申告)
	第八十五條第一項及び第八十六條第一項	所得稅	所得稅、復興特別所得稅
	第十四條第二項	所得稅	所得稅、復興特別所得稅
第三十七條の三	控除限度額	控除限度額と東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。第三百十四條の八において「特別措置法」という。)第十四條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額	

第三百十四條の八	控除限度額
政令で定めるもの	控除限度額、特別措置法第十四條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
政令で定めるもの	政令で定めるものの合計額

- 2 前項に定めるもののほか、所得稅又は復興特別所得稅に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。
- 一 国税通則法第七十一條第一項第一号及び第二百二十三條第一項の規定の適用については、所得稅及び復興特別所得稅は、同一の稅目に属する国税とみなす。
- 二 所得稅又は復興特別所得稅に係る国税通則法第九十條第一項に規定する更正決定等(以下この号において「更正決定等」という。)について不服申立てがされている場合において、当該所得稅又は復興特別所得稅と同法第二條第五号に規定する納稅者及び年分(源泉徴収に係るこれらの稅にあつては、第二十八條第一項に規定する法定納期限)が同一である他の復興特別所得稅又は所得稅についてされた更正決定等があるときは、同法第九十條第一項若しくは第二項、第四百四條第二項又は第五百十五條第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別所得稅又は所得稅についてされた更正決定等は、当該所得稅又は復興特別所得稅の同法第十九條第一項に規定する課稅標準等又は稅額等についてされた他の更正決定等とみなす。
- 3 第一項に定めるもののほか、復興特別所得稅に係る租稅條約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律(以下この條及び第六十三條において「租稅條約等実施特例法」という。)の規定の適用については、次に定めるところによる。
- 一 次に掲げる配当等(租稅條約等実施特例法第三條の二第一項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。)のうち、限度稅率
- (租稅條約等実施特例法第二條第五号に規定する限度稅率をいう。以下この号において同じ。)を定める租稅條約(租稅條約等実施特例法第二條第一号に規定する租稅條約をいう。以下この号において同じ。)の規定の適用があるものであつて当該配当等につきそれぞれ適用される限度稅率(ホに掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度稅率が租稅條約等実施特例法第三條の二第九項に規定する住民稅をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度稅率とする。第三号において「適用限度稅率」という。)が租稅條約等実施特例法第三條の二第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項に規定する所得稅法及び租稅特別措置法の規定に規定する稅率以下であるもの(以下この項において「限度稅率適用配当等」という。)又は所得稅及び当該所得稅に係る復興特別所得稅の免除を定める租稅條約の規定の適用があるもの(以下この項において「免除適用配当等」という。)については、第九條及び第二十六條から第二十八條までの規定(二に掲げる配当等に係るもの及び居住者が支払を受けるホに掲げる配当等に係るものについては、同條の規定)は、適用しない。
- イ 租稅條約等実施特例法第三條の二第一項に規定する相手国居住者等配当等
- ロ 租稅條約等実施特例法第三條の二第三項に規定する株主等配当等
- ハ 租稅條約等実施特例法第三條の二第五項に規定する相手国団体配当等
- ニ 租稅條約等実施特例法第三條の二第七項に規定する第三国団体配当等

ホ 租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する特定配当等

二 限度税率適用配当等又は免除適用配当等（前号二に掲げる配当等に係るものに限る。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十三項において準用する所得税法第七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七条第五項及び第七項並びに第十八条第七項から第十項までの規定を準用する。

三 限度税率適用配当等又は免除適用配当等（第一号二又はホに掲げる配当等に係るものに限る。以下この号において同じ。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を第十号第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

4 租税条約等実施特例法第七条第一項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等という。次項において同じ。）の各年分の復興特別所得税の額のうち減額されるものがある場合について準用する。

5 租税条約等実施特例法第七条第三項の規定は、居住者又は相手国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項

第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第三項の表所得税法第五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第三十三条第四項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

6 租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、第四項において準用する同条第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る所得税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第三十四条 偽りその他不正の行為により、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた復興特別所得税の額が千万円を

超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第十七条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた復興特別所得税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十五条 偽りその他不正の行為により、第二十八條から第三十條までの規定により徴収されるべき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた復興特別所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十六条 第二十八條から第三十條までの規定により徴収して納付すべき復興特別所得税を納付しなかつた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかつた復興特別所得税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかつた復興特別所得税の額に相当する金額以下とするこ

第三十七条 正当な理由がなくて第十七条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限

までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第二項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第三十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第二項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三十九条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第三十四条第一項若しくは第三項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五章 復興特別法人税

第一節 総則

（定義）

第四十条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国法人 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。 二 外国法人 法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。 三 公益法人等 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（同法以外の法律によつて法人税に関する法令の規定の適用上同号に規定する公益法人等とみなされるものを含む。）をいう。 四 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。 五 連結親法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。 六 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。 七 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。 八 収益事業 法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。 九 連結所得 法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。 十 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間をいう。 十一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項に規定する事業年度をいう。 十二 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。 十三 法人課税信託 法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託をいう。 十四 復興特別法人税申告書 第五十三条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）及び第五十四条の規定による申告書をいう。 十五 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。	十六 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。 十七 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。 十八 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。 十九 充当 国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。 二十 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。 （法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用） 第四十一条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この章（第六節を除く。）の規定を適用する。 2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第四十六条及び第六節を除く。）の規定を適用する。 3 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。 （納税義務者） 第四十二条 法人は、基準法人税額につき、この法律により、復興特別法人税を納める義務がある。 （課税の対象） 第四十三条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、復興特別法人税を課する。 （基準法人税額） 第四十四条 この章において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。 一 連結親法人以外の法人 当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第百四十四条の規定並びに租税特別措置法第三章第五節の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。） 二 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定及び租税特別措置法第三章第十八節の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。） （課税事業年度） 第四十五条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度をいう。 2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。 一 指定期間内に設立された法人（次号から第五号までに掲げる法人を除く。） 指定期間内の日の属する事業年度 二 公益法人等及び人格のない社団等で指定期間内に新たに収益事業を開始したもの（第四号及び第五号に掲げる法人を除く。） その開始した日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度 三 公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）で指定期間内に法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等（第五号イ（2）において「普通法人等」という。）に該当することとなったもの（第五号に掲げる法人を除く。） その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度 四 指定期間内に法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人（同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。）のいずれかに新たに該当することとなった外国法人 指定期間内に新たに該当することとなった外国法人（次号に掲げる法人を除く。） その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度（指定期間の初日前に開始した事業年度を除く。） 五 次に掲げる法人 前項に規定する期間内の日の属する事業年度に準ずるもの又は指定期間内の日の属する事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度 イ 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併（同条第十一号に規定する被合併法人が基準法人（当該被合併法人又は当該適格合併に係る同条第十二号に規定する合併法人のうち、最も規模が大きいものとして政令で定めるものをいう。）であるものに限る。）が当該被合併法人又は合併法人の課税対象期間（次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。）内に行われた場合における当該合併法人 （1）指定期間の初日の属する事業年度を有する法人（2）に掲げる法人を除く。） その法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間 （2）指定期間内に設立された法人、公益法人等で指定期間内に新たに収益事業を開始したもの、公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）で指定期間内に普通法人等に該当することとなったもの及び指定期間内に法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人（同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。）のいずれかに新たに該当することとなった外国法人 指定期間内に新たに該当することとなった外国法人（次号に掲げる法人を除く。） その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度（指定期間の初日前に開始した事業年度を除く。） ロ 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のイに規	七十条の二まで及び第百四十四条の規定並びに租税特別措置法第三章第五節の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。） 二 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定及び租税特別措置法第三章第十八節の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。） （課税事業年度） 第四十五条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度をいう。 2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。 一 指定期間内に設立された法人（次号から第五号までに掲げる法人を除く。） 指定期間内の日の属する事業年度 二 公益法人等及び人格のない社団等で指定期間内に新たに収益事業を開始したもの（第四号及び第五号に掲げる法人を除く。） その開始した日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度 三 公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）で指定期間内に法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等（第五号イ（2）において「普通法人等」という。）に該当することとなったもの（第五号に掲げる法人を除く。） その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度 四 指定期間内に法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人（同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。）のいずれかに新たに該当することとなった外国法人 指定期間内に新たに該当することとなった外国法人（次号に掲げる法人を除く。） その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度（指定期間の初日前に開始した事業年度を除く。） 五 次に掲げる法人 前項に規定する期間内の日の属する事業年度に準ずるもの又は指定期間内の日の属する事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度 イ 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併（同条第十一号に規定する被合併法人が基準法人（当該被合併法人又は当該適格合併に係る同条第十二号に規定する合併法人のうち、最も規模が大きいものとして政令で定めるものをいう。）であるものに限る。）が当該被合併法人又は合併法人の課税対象期間（次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。）内に行われた場合における当該合併法人 （1）指定期間の初日の属する事業年度を有する法人（2）に掲げる法人を除く。） その法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間 （2）指定期間内に設立された法人、公益法人等で指定期間内に新たに収益事業を開始したもの、公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）で指定期間内に普通法人等に該当することとなったもの及び指定期間内に法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人（同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。）のいずれかに新たに該当することとなった外国法人 指定期間内に新たに該当することとなった外国法人（次号に掲げる法人を除く。） その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度（指定期間の初日前に開始した事業年度を除く。） ロ 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のイに規
---	---	--

定する課税対象期間内の日の属する法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度の期間内に当該連結子法人が同法第四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合における当該連結子法人

3 法人が各事業年度(前二項の規定により課税事業年度とされる事業年度を除く。)において第十條第四号イ及びロに掲げる所得(外国法人にあつては、法人税法第四百一一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で第十條第五号イ及びロに掲げる所得(所得税法第六十一條第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。)とする。)につき前章の規定により課される復興特別所得税の額(当該法人が連結親法人である場合には、当該各事業年度終了の時に於いて当該法人による連結完全支配関係がある連結子法人の当該各事業年度終了の日の属する事業年度において第十條第四号イ及びロに掲げる所得につき同章の規定により課される復興特別所得税の額を含む。)がある場合には、当該各事業年度を課税事業年度とみなす。

(納税地)
第四十六條 法人の復興特別法人税の納税地は、当該法人の法人税法第十六條から第十八條までの規定による法人税の納税地とする。

2 法人税法第十九條の規定は、法人税の納税地の指定の処分が取消しがあつた場合における復興特別法人税について準用する。

第二節 課税標準

第四十七條 復興特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。ただし、次の各号に掲げる法人の各課税事業年度(第四十五條第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。以下この項において同じ。)のうち最後の課税事業年度の課税標準法人

税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度の月数のうちに当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 事業年度の変更その他の事由により、課税事業年度の月数の合計が三十六月を超える法人(次号及び第三号に掲げる法人を除く。)

当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日以後三年を経過する日までの期間

二 第四十五條第二項第一号から第四号までに掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日(同日以前に合併により解散し、又は同日以前に残余財産が確定した場合)には、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日)までの期間

三 第四十五條第二項第五号に掲げる法人 前二号に定める期間に準ずるものとして政令で定める期間

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第四十五條第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度の課税標準法人税額は、第二項の規定にかかわらず、ないものとする。

第三節 税額の計算

(税率)

第四十八條 復興特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

(復興特別所得税額の控除)

第四十九條 内国法人が各課税事業年度において第十條第四号イ及びロに掲げる所得につき前章の規定により課される復興特別所得税の額(連結親法人又は当該連結親法人の課税事業年度終了の時に於いて当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が課される復興特別所得税の額を除く。)は、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の復興特別法人税の額

から控除する。

2 前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得につき課される同項の復興特別所得税の額については、適用しない。

3 連結親法人が各課税事業年度において第十條第四号イ及びロに掲げる所得につき前章の規定により課される復興特別所得税の額並びに当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同号イ及びロに掲げる所得につき同章の規定により課される復興特別所得税の額は、政令で定めるところにより、当該連結親法人の当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

4 第一項及び第二項の規定は、外国法人が各課税事業年度において法人税法第四百一一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で第十條第五号イ及びロに掲げる所得(所得税法第六十一條第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。)につき前章の規定により課される復興特別所得税について準用する。この場合において、第一項中「連結親法人又は当該連結親法人の課税事業年度終了の時に於いて当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が課される復興特別所得税の額を除く。」とあるのは「(所得税法第六十一條第二号に掲げる対価につき第二十八條第一項の規定により徴収された復興特別所得税については、その額のうち、同条第四項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額を除く。)」と、第二項中「生ずる所得」とあるのは「生ずる当該国内源泉所得」と読み替へるものとする。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)

又は第三項の規定は、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する

明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

(外国税額の控除)

第五十條 復興特別法人税申告書を提出する内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九條第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額(租税特別措置法第六十六條の七第一項及び第六十六條の九の三第一項の規定により法人税法第六十九條第一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。)が同項に規定する控除限度額を超えるときは、第四十八條の規定を適用して計算した当該課税事業年度の復興特別法人税の額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

2 復興特別法人税申告書を提出する連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一條の十五第一項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する個別控除対象外国法人税の額(租税特別措置法第六十八條の九十一第一項及び第六十八條の九十三の三第一項の規定により法人税法第八十一條の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。以下この項において同じ。)が当該連結親法人の同条第一項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるとき、又は当該連結親法人の当該連結事業年度の個別控除対象外国法人税の額が当該連結子法人の同項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるときは、当該課税

事業年度の復興特別法人税控除限度額で当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

3 前項に規定する復興特別法人税控除限度額は、連結親法人の各課税事業年度の第四十八条の規定を適用して計算した復興特別法人税の額のうち当該課税事業年度の連結所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

4 法人税法第六十九条第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5 第一項又は第二項の規定は、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

(税額控除の順序)

第五十一条 前二条の規定による復興特別法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第四十九条の規定による控除をするものとする。

(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)

第五十二条 連結親法人又は各連結子法人に各課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額は、当該課税事業年度の法人税負担帰属額から減算調整額(当該連結親法人又は連結子法人に係る次に掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を控除した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法人に当該復興特別法人税の減少額として帰せられる金額は、当該課税事業年度の法人税負担帰属額がある場合には減算調整額から当該法人税負担帰属額を控除した金額と、当該課税事業年度

の法人税減少帰属額がある場合には当該法人税減少帰属額と減算調整額との合計額とする。ただし、当該課税事業年度の課税標準法人税額がない場合において、第五十六条第一項又は第五十九条第一項の規定による還付を受けたときは、当該連結親法人又は各連結子法人に当該課税事業年度又は連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額はないものとし、当該連結親法人又は各連結子法人に当該復興特別法人税の減少額として帰せられる金額は第一号に掲げる金額とする。

一 第四十九条第三項の規定による控除をされるべき金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

二 第五十条第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

2 前項に規定する法人税負担帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には同号及び第二号に掲げる金額の合計額が第四号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には第二号に掲げる金額が第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額をい、同項に規定する法人税減少帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には第四号に掲げる金額が第一号及び第二号に掲げる金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には同号及び第四号に掲げる金額の合計額が第二号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額をいう。

一 前項の連結親法人又は連結子法人の同項の課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額の百分の

十に相当する金額

二 租税特別措置法第六十八条の九第十一項(同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項又は第六十八条の十五第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。以下この号及び第四号において「改正法」という。附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四号において「旧効力措置法」という。第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

三 前項の連結親法人又は連結子法人の同項の課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額の百分の十に相当する金額

四 租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項及び第七項(同条第三項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第三項、第六十八條の十三第二項、第六十八條の十四第三項、第六十八條の十五第二項及び第三項並びに第六十八條の十五の二第二項の規定、旧効力措置法第六十八條の十第二項及び第三項の規定その他政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親

法人又は連結子法人に帰せられる金額(租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項後段(改正法附則第八十条第一項の規定その他これに類する規定として政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額がある場合には、当該相当する金額のうち当該連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額を控除した金額の百分の十に相当する金額

3 第一項の連結親法人が法人税法第八十一条の十二第二項又は租税特別措置法第六十八条の八第一項(同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。)(若しくは第六十八条の百八十一項(同法第六十八条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定の適用を受ける連結親法人である場合には、各課税事業年度の連結所得の金額につき法人税法第八十一条の十二(租税特別措置法第六十八条の百八十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))並びに租税特別措置法第六十八条の八第一項及び第六十八条の百八十一項の規定により計算した法人税の額の当該連結所得の金額に対する割合(連結所得の金額がない課税事業年度にあつては、法人税法第八十一条の十二第二項又は同表の第二号及び第三号に規定する年八百万円以下の金額に対して適用される税率)を前項第一号及び第三号に規定する税率として、同項の規定を適用する。

4 第一項の連結親法人の課税事業年度が第四十七条第二項ただし書の規定の適用を受ける課税事業年度である場合には、第一項に規定する法人税負担帰属額及び法人税減少帰属額は、第二項の規定により計算した金額に同条第二項ただし書に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

第四節 申告、納付及び還付等
(課税標準及び税額の申告)

第五十三条 法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した復興特別法人税の額

三 第四十九条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

四 前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内(当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで)」とする。

3 外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内(法人税法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人が国税通則法第百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしないこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は法人税法第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が同法第百三十八条第二号に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで)」とする。

4 第一項の法人が同項の課税事業年度の所得又は連結所得に対する法人税の申告につき法人税法第七十五条(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。若しくは第七十五条の二(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。又は第八十一条の二十三若しくは第八十一条の二十四の規定により同法第七十四条第一項(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。又は第八十一条の二十二第一項の規定による申告書(以下この項において「法人税申告書」という。))の提出期限が延長されている場合における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項本文の規定にかかわらず、その延長された提出期限とする。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税については、当該法人税申告書が同法第七十四条第一項の規定による申告書である場合にあつては第一号に掲げる規定を、当該法人税申告書が同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合にあつては第二号に掲げる規定を、それぞれ準用する。

第五十四条 法人は、その課税事業年度の復興特別法人税につき前条第一項第三号に掲げる金額がある場合には、同項ただし書の規定により申告書を提出すべき義務がない場合においても、第五十六条第一項の規定による還付を受けるため、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

(復興特別法人税の期限内申告による納付)

第五十五条 第五十三条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する復興特別法人税を国に納付しなければならない。

(復興特別所得税額の還付)

第五十六条 復興特別法人税申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第五十三条第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、その還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日)がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第五十三条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。当該申告書の提出期限

二 第五十三条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。当該申告書の提出があつた日

三 第五十四条の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日(当該申告書が基準申告期限(当該申告書が第五十三条第一項の規定による申告書であるものとした場合における

第五十七条 法人税法第八十条の二の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。))を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度又は連結事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額が過大となる)ときについて準用する。

(更正の請求の特例)

第五十八条 法人税法第八十条の二の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。))を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度又は連結事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額が過大となる)ときについて準用する。

一 法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで(同法第百四十五条において準用する場合を含む。))に掲げる金額又は同法第二十三条第二号に規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第一号から第五号までに掲げる金額

二 復興特別法人税申告書に記載すべき第五十三条第一項第一号から第三号までに掲げる金額

三 第五十四条の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日(当該申告書が基準申告期限(当該申告書が第五十三条第一項の規定による申告書であるものとした場合における

四 前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。))につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定による還付金を同項の復興特別法人税申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の復興特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。))につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十九条 法人は、その課税事業年度の復興特別法人税につき前条第一項第三号に掲げる金額がある場合には、同項ただし書の規定により申告書を提出すべき義務がない場合においても、第五十六条第一項の規定による還付を受けるため、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

(復興特別法人税の期限内申告による納付)

第六十条 第六十条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する復興特別法人税を国に納付しなければならない。

(復興特別所得税額の還付)

第六十一条 復興特別法人税申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第六十条第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、その還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日)がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第六十条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。当該申告書の提出期限

二 第六十条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。当該申告書の提出があつた日

三 第六十一条の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日(当該申告書が基準申告期限(当該申告書が第六十条第一項の規定による申告書であるものとした場合における

(青色申告)

第五十八條 法人が法人税法第四條の二又は第四百二十一条第一項(同法第四百十六條において準用する場合を含む。次項において同じ。)の承認を受けている場合には、復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書(次項において「復興特別法人税申告書等」という。)について、青色の申告書により提出することができ

2 法人が法人税法第二百二十七條第一項(同法第四百四十六條において準用する場合を含む。)の規定により同法第二百一十一條第一項の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同法第二百二十七條第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別法人税申告書等(納付すべき義務が同日前に成立した復興特別法人税に係るものを除く。)は、青色申告書(同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別法人税申告書等をいう。次項において同じ。)以外の申告書とみなす。

3 法人税法第三百三十條第二項の規定は、法人が提出した青色申告書に係る復興特別法人税について準用する。
(確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付)

第五十九條 法人の提出した復興特別法人税申告書に係る復興特別法人税につき更正(当該復興特別法人税についての更正の請求(国税通則法第二十三條第一項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。))に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第五十三條第一項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金

を計算する場合には、その計算の基礎となる

国税通則法第五十八條第一項の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

3 第一項の規定による還付金を同項の復興特別法人税申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の復興特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五節 雜則

(代表者等の自署押印)

第六十條 法人税法第五十一條の規定は、法人の提出する復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書について準用する。
(連帯納付の責任)

第六十一條 法人税法第八十一條の二十八の規定は、連結親法人の各課税事業年度の復興特別法人税について準用する。

2 法人税法第五十二條の規定は、第四十一條第三項において準用する同法第四條の八第二項の規定により同法第五十二條第一項に規定する主宰受託者が納めるものとされる復興特別法人税について準用する。

(当該職員との質問検査権)

第六十二條 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、復興特別法人税に關する調査について必要があるときは、法人(連結親法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員がその連結親法人の復興特別法人税に關する調査について必要があるときは、連結子法人を含む。)に質問し、又はその帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び第六十七條第二号において同じ。)その他の物件を検査すること

2 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員は、連結親法人の復興特別法人税に關する調査について必要があるときは、当該連結子法人及び当該連結親法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

3 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、復興特別法人税に關する調査について必要があるときは、法人(連結親法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員がその連結親法人の復興特別法人税に關する調査について必要があるときは、連結子法人を含む。)に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

4 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員は、連結親法人の復興特別法人税に關する調査について必要があるときは、当該連結子法人に對し、

金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

5 法人税法第十二條第二号の二に規定する分割法人は前二項に規定する物品の譲渡をする義務があると認められる者に、同条第十二條の三に規定する分割承継法人は前二項に規定する物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に含まれるものとする。

6 前各項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のものに本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問又は検査について準用する。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、復興特別法人税に關する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に關し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項から第四項まで(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第一項から第四項まで(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

第六十三條 復興特別法人税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定(同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。)

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
法人税法		第二十六条第一項第三号	又は の規定	(若しくは) 又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。以下「特別措置法」という。)第五十六条(復興特別所得税額の還付)若しくは第五十九条(確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付)の規定
第二十六条第四項	又は	若しくは復興特別法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される金額又は	若しくは復興特別法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額又は	
第二十六条第五項	又は	若しくは復興特別法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額又は	若しくは復興特別法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額又は	
第三十八条第一項	(の)額	(の)額及び復興特別法人税(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税並びに特別措置法第五十三条第四項(課税標準及び税額の申告)において準用する同項各号に掲げる規定による利子税を除く。)の額	若しくは復興特別法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される金額又は	
第三十八条第三項	又は	若しくは復興特別法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される金額又は	若しくは復興特別法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される金額又は	
第三十八条第四項	又は	若しくは復興特別法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額又は	若しくは復興特別法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額又は	
第四十条	同項又は	同項若しくは	同項若しくは	

第六十七条第三項	金額)並びに	場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第一項(復興特別所得税額の控除)若しくは第五十六条第一項(復興特別所得税額の還付)若しくは第五十九条第一項(確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合
第六十七条第六項第七号	法人税の額並びに	金額)及び当該事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節(税額の計算)の規定により計算した復興特別法人税の額並びに法人税の額及び復興特別法人税の額並びに
第六十九条第二項	の控除限度額と	の控除限度額及び復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額と
第八十条第二項	掲げる金額又は	掲げる金額若しくは
第八十一条第七項	掲げる金額につき	掲げる金額又は特別措置法第四十条第十四号(定義)に規定する復興特別法人税申告書に記載すべき特別措置法第五十三条第一項第一号から第三号まで(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額につき
第八十一条第十三条第二項	金額)並びに	同項若しくは
第八十一条	場合	場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第三項(復興特別所得税額の控除)若しくは第五十六条第一項(復興特別所得税額の還付)若しくは第五十九条第一項(確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合
第八十一条	金額)並びに	金額)及び当該連結事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節(税額の計算)の規定により計算した復興特別法人税の額並びに
第八十一条	法人税の額並びに	法人税の額及び復興特別法人税の額並びに

租税特別措置 法 第九十三条第 一項第二号	第十三条第二 項第四号	第八十一条の 十五第二項	第八十一条の 二十五第一項	第八十二条	第九十三条第 一項第二号	国税通則法 第十五条第二 項第三号	第二十一条第 二項、第三十 条第二項、第 三十三条第二 項及び第二十 三条第二項	第六十五条第 三項第二号
	の連結控除限度個別 帰属額と	金額、その	掲げる金額又は 掲げる金額につき	掲げる金額又は特別措置法第四十条第十 四号(定義)に規定する復興特別法人税申 告書に記載すべき特別措置法第五十三 条第一項第一号から第三号まで(課税標準 及び税額の申告)に掲げる金額につき	含む。 日本大震災からの復興のための施策を 実施するために必要な財源の確保に 関する特別措置法第五十三条第四項 において準用する法人税法第七十五 条第七項	法人税 事業年度	法人税	加算した金額
	に	の連結控除限度個別帰属額及び復興特別 法人税控除限度個別帰属額として政令で 定める金額と	金額及び特別措置法第五十二條第一 項(連結法人の復興特別法人税の個別帰 属額の計算)の規定により計算される復興 特別法人税の負担額として帰せられる金 額又は復興特別法人税の減少額として帰 せられる金額、これらの金額の	掲げる金額又は特別措置法第四十条第十 四号(定義)に規定する復興特別法人税申 告書に記載すべき特別措置法第五十三 条第一項第一号から第三号まで(課税標準 及び税額の申告)に掲げる金額につき	含む。以下この号において同じ。及び東 日本大震災からの復興のための施策を 実施するために必要な財源の確保に 関する特別措置法第五十三条第四項 において準用する法人税法第七十五 条第七項	法人税 事業年度	法人税、復興特別法人税	加算した金額(東日本大震災からの復興 のための施策を実施するために必要な財 源の確保に関する特別措置法(以下「特別 措置法」という。)第四十九条(復興特別所 得税額の控除)又は第五十条(外国税額の 控除)の規定による控除をされるべき金

地方税法 第五十三条第 二十四項	第八十五条第 一項及び第八 十六条第一項	第七十五条第 四項第一号	法人税、 若しくは法人税法 同法	法人税、復興特別法人税、 法人税法若しくは特別措置法第五十八 条第二項(青色申告) 法人税法	額があるときは、当該金額を加算した金 額)
	連結控除限度個別帰 属額	法人税	法人税、復興特別法人税	連結控除限度個別帰属額、特別措置法第 五十条第一項に規定する政令で定めると ころにより計算した金額又は同条第二項 に規定する政令で定めるところにより計 算した金額	連結控除限度個別帰属額、特別措置法第 五十条第一項に規定する政令で定めると ころにより計算した金額又は同条第二項 に規定する政令で定めるところにより計 算した金額
	連結控除限度個別帰 属額	政令で定めるもの の合計額	連結控除限度個別帰属額及び特別措置法 第五十条第一項に規定する政令で定めると ころにより計算した金額又は同条第二項 に規定する政令で定めるところにより計 算した金額	連結控除限度個別帰属額及び特別措置法 第五十条第一項に規定する政令で定めると ころにより計算した金額又は同条第二項 に規定する政令で定めるところにより計 算した金額	連結控除限度個別帰属額及び特別措置法 第五十条第一項に規定する政令で定めると ころにより計算した金額又は同条第二項 に規定する政令で定めるところにより計 算した金額
	第七百三十四 条第三項の表 の下欄	連結控除限度個別帰 属額	政令で定めるもの の合計額	連結控除限度個別帰属額及び特別措置法 第五十条第一項に規定する政令で定めると ころにより計算した金額又は同条第二項 に規定する政令で定めるところにより計 算した金額	連結控除限度個別帰属額及び特別措置法 第五十条第一項に規定する政令で定めると ころにより計算した金額又は同条第二項 に規定する政令で定めるところにより計 算した金額

2 前項に定めるもののほか、法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一条第一号の規定の適用については、法人税及び復興特別法人税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等(以下この号及び第六項において「更正決定等」という。)について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は復興特別法人税と納税義務者及び事業年度が同一である他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十

案第一項若しくは第二項、第四百四条第二項又は第五百五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は復興特別法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 国税通則法第七十条第三項(租税特別措置法第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により法人税について更正の請求(国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項において同じ。)

に係る更正が行われた場合には、当該法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。又は当該更正若しくは決定に伴って行われることとなる加算税(国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。第六項及び第十項において同じ。))についてする賦課決定(国税通則法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この条において同じ。)

は、国税通則法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第六項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ、同条第三項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4 前項の場合において、国税通則法第七十条第四項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「前二項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。第六十三条第三項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)と、「第一項又は前項」とあるのは

「第一項若しくは前項又は同条第三項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条又は特別措置法第六十三条第三項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)と」、「前条」とあるのは「前条及び同項」と、同法第七十二条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、特別措置法第六十三条第三項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

5 法人の各課税事業年度の所得に対する法人税又は連結所得に対する法人税につき租税特別措置法第六十六条の四第十六項又は第六十八条の八十八第十七項の規定の適用がある場合には、当該各課税事業年度の復興特別法人税(これらの規定の適用に係る部分に限る。)に係る国税通則法第二十三条第一項(第二号を除く。)の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

6 更正決定等で次の各号に掲げるものは、国税通則法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ、この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。第六十三条第六項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同条第六項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は特別措置法第六十三条第六項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び特別措置法第六十三条第六項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

一次に掲げる更正決定(更正又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この項において同じ。)に伴い同法第十九条第一項に規定する課税標準等(以下この項において「課税標準等」という。又は同条第一項に規定する税額等(以下この項において「税額等」という。))に異動を生ずべき復興特別法人税に係る更正決定 当該更正決定に係る復興特別法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限(イ又はロの法人税に係る更正が同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を出した日)

イ 法人が当該法人に係る租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連者との取引をこれらの規定に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定

ロ イに掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定

二 前号イ若しくはロに掲げる更正決定又は同号イに規定する事実に基づいてする法人税に係る国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書(同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。))の提出若しくは前号ロに規定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき復興特別法人税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその復興特別法人税に係る加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

7 租税特別措置法第六十六条の四第十八項及び第十九項並びに第六十八条の八十八第十九項及び第二十項の規定は、復興特別法人税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効について準用する。

8 第六項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき復興特別法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「特別措置法第六十三条第六項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

9 租税特別措置法第六十六条の四第二十一項及び第六十八条の八十八第二十二項の規定は、復興特別法人税に係る延滞税について準用する。

10 租税特別措置法第六十六条の四の二の規定は、第六項第一号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。この場合において、同条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。))と、同条第六項中「の規定による納税の猶予を含む。』又は「は」と、同法第五十二条第一項」とあるのは「(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定による納税の猶予を含む。』又は「は」と、同法第五十二条第一項」と、「の規定による納税の猶予を含む。』又は「は」と、同法第五十二条第一項」と、同法第五十一条第一項」とあるのは「(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号第六十三条第十項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。第六百五十一条第一項において同じ。))の規定による納税の猶予を含む。』又は「は」と、同法第六百五十一条第一項」と読み替えるものとする。

11 第六項第一号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。この場合において、同条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定による納税の猶予を含む。』又は「は」と、同法第五十二条第一項」とあるのは「(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号第六十三条第十項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。第六百五十一条第一項において同じ。))の規定による納税の猶予を含む。』又は「は」と、同法第六百五十一条第一項」と読み替えるものとする。

11 租税条約等実施特例法第七条第一項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、内国法人の各課税事業年度の復興特別法人税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。）の各課税事業年度の復興特別法人税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

12 租税条約等実施特例法第七条第三項の規定は、内国法人又は相手国居住者等が第五十七条各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した、若しくは国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した課税事業年度に係る同項第三号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過小となる場合、その申告又は更正を受けた内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第三項の表（法人税法第八十条の二の項及び法人税法第八十二条の項中更正の特例）とあるのは、「更正の特例（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第六十三条第十一項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

13 租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、第十一項において準用する同条第一項の規定

定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

14 前各項に定めるもののほか、復興特別法人税に係る税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第六十四条 偽りその他の不正の行為により、第五十三条第一項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人（人格のない社団等を含む。第三項、次条並びに第六十八条第一項及び第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項及び次条において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人その他の従業者を含む。第六十八条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた復興特別法人税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた復興特別法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた復興特別法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた復興特別法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

第六十五条 正当な理由がなくて第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十六条 第六十条において準用する法人税法第六十一条第一項から第四項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する復興特別法人税申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書の提出があった場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十二条第一項から第四項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 前号の検査に關し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

第六十八条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第六十四条第一項若しくは第三項、第六十五条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第六十四条第一項又は第三

項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第六章 復興特別たばこ税

第一節 総則

（定義）

第六十九条 この章並びに附則第三条及び第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第三条に規定する製造たばこをいう。

二 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。

（課税物件）

第七十条 製造たばこには、この法律により、復興特別たばこ税を課する。

（納税義務者）

第七十一条 製造たばこの製造者（たばこ税法第六十一条ただし書若しくは第七条の規定により製造たばこの製造者とみなされる者又は同法第十二条第六項若しくは第十三条第五項の規定により製造たばこの製造者とみなされる者を含む。）は、平成二十四年十月一日から平成三十四

年九月三十日までの間にその製造場（同法第六十五条第五項、第十二条第六項又は第十三条第五項の規定により製造たばこの製造場とみなされる場所を含むものとし、同法第五条の規定により製造たばこの製造場でない保税地域とみなされる製造たばこの製造場を除く。）から移出した製造たばこ（同法第六十一条の規定の適用がある場合には、その喫煙用等（同項に規定する喫煙用等をいう。次項において同じ。）に供された

製造たばことし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価された製造たばことし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する製造たばこととする。につき、復興特別たばこ税を納める義務がある。

2 製造たばこを平成二十四年十月一日から平成三十四年九月三十日までの間に保税地域（たばこ税法第五条の規定により保税地域に該当しない製造たばこの製造場とみなされるものを除く。）から引き取る者（同法第六条第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供した者。第八十五条第一項（第二号において同じ。）は、その引き取る製造たばこ（同法第六条第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供された製造たばこ）につき、復興特別たばこ税を納める義務がある。

（納税地）
第七十二条 復興特別たばこ税の納税地は、たばこ税の納税地となる場所とする。

第二節 課税標準及び税率

（課税標準）
第七十三条 復興特別たばこ税の課税標準は、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とする。

（税率）
第七十四条 復興特別たばこ税の税率は、千本につき千円とする。

2 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこに係る復興特別たばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき四百七十五円とする。

第三節 免税及び税額控除等

（未納税移出等）

第七十五条 たばこ税法第十二条第一項、第十三条第一項及び第十四条第一項その他の法律の規定によりたばこ税を免除するときは、当該免除に係る製造たばこに係る復興特別たばこ税を免除する。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七

号）の規定によりたばこ税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた製造たばこについてたばこ税法第十三条第七項その他の法律の規定によりたばこ税を徴収することとなるときは、当該たばこ税を徴収すべき者から当該製造たばこに係る復興特別たばこ税を徴収する。

（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合の復興特別たばこ税の還付）
第七十六条 復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算した復興特別たばこ税額に相当する金額を、当該還付に係る金額及び当該還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額にあわせて還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額及びたばこ特別税額として計算した金額の還付にあわせて復興特別たばこ税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の百四十に相当する復興特別たばこ税額に相当する金額、千分の七百四十五に相当するたばこ税額に相当する金額及び千分の百十五に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の百十五に相当するたばこ特別税額に相当する金額の還付があつたものとする。この場合においては、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財産の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号。以下この章において「特別措置法」という。）第十条第二項の規定は、適用しない。

3 たばこ税法第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による還付について準用する。この場合において、同条第二項中「輸出した」とあるのは「輸出又は廃棄をした」と、「輸出先」とあるのは「輸出又は廃棄をした場合に限る。」と、「輸出されたこと」とあるのは「輸出され、又は廃棄されたこと」と、「これを」とある

のは「これを、輸出をした場合にあつては」と、「税関長」とあるのは「税関長に、廃棄をした場合にあつては廃棄の承認を受けた税関の税関長」と読み替えるものとする。

（戻入れの場合の復興特別たばこ税の控除等）
第七十七条 復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十六条第一項から第五項までの規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した復興特別たばこ税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額及び当該還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額及びたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて復興特別たばこ税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の百四十に相当する復興特別たばこ税額に相当する金額、千分の七百四十五に相当するたばこ税額に相当する金額及び千分の百十五に相当するたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。この場合においては、特別措置法第十一条第二項の規定は、適用しない。

3 たばこ税法第十六条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

第四節 申告及び納付等

（申告及び納付等）

第七十八条 復興特別たばこ税は、たばこ税及びたばこ特別税の申告にあわせて申告して納付し、又はたばこ税及びたばこ特別税にあわせて徴収しなければならぬ。

2 復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の納付があつたときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区

分に応じ当該各号に定める復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の納付があつたものとする。この場合においては、特別措置法第十二条第二項の規定は、適用しない。

一 製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。）千分の百四十に相当する税額の復興特別たばこ税、千分の七百四十五に相当する税額のたばこ税及び千分の百十五に相当する税額のたばこ特別税

二 租税特別措置法第八十八条の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の七十に相当する税額の復興特別たばこ税、千分の八百七十二に相当する税額のたばこ税及び千分の五十八に相当する税額のたばこ特別税

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の八十三に相当する税額の復興特別たばこ税、千分の八百七十五に相当する税額のたばこ税及び千分の四十二に相当する税額のたばこ特別税

（担保の提供）

第七十九条 たばこ税法第二十二条及び特別措置法第十三条第一項の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、復興特別たばこ税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ税法第二十三条第一項及び特別措置法第十三条第二項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、復興特別たばこ税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 たばこ税法第二十三条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

（延滞税）

第八十条 国税通則法の規定により復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る復興特別たばこ税額、たばこ税額及びたばこ特別税額の合算額について同法の規定による延滞税の

額の計算に準じて計算した金額の千分の百四十に相当する金額、千分の七百四十五に相当する金額及び千分の百十五に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき復興特別たばこ税に係る延滞税の額、たばこ税に係る延滞税の額とす。この場合においては、特別措置法第十四条の規定は、適用しない。

2 租税特別措置法第八十八条の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の百四十」とあるのは「千分の七十」と、「千分の七百四十五」とあるのは「千分の八百七十二」と、「千分の百十五」とあるのは「千分の五十八」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の二第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の百四十」とあるのは「千分の八十二」と、「千分の七百四十五」とあるのは「千分の八百七十五」と、「千分の百十五」とあるのは「千分の四十二」とする。

4 第七十八条第一項の規定は、第一項(前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第八十一条 前条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、国税通則法の規定により復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第七十八条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

(還付及び充当)

第八十二条 復興特別たばこ税に係る過誤納金は、たばこ税及びたばこ特別税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付

金等及び同法の規定による還付加算金を未納の復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の千分の百四十に相当する復興特別たばこ税の過誤納金、千分の七百四十五に相当するたばこ税の過誤納金及び千分の百十五に相当するたばこ特別税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の千分の百四十に相当する未納の復興特別たばこ税、千分の七百四十五に相当する未納のたばこ税及び千分の百十五に相当する未納のたばこ特別税に対する充当があつたものとする。この場合においては、特別措置法第十六条第三項の規定は、適用しない。

4 第八十条第二項又は第三項の規定は、租税特別措置法第八十八条又は第八十八条の二第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

(還付加算金)

第八十三条 国税通則法の規定により還付加算金を、第七十七条第一項、たばこ税法第十六条及び特別措置法第十一条第一項の規定による復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の還付に係る金額又は復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百四十に相当する金額、千分の七百四十五に相当する金額及び千分の百十五に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき復興特別たばこ税に係る還付加算金、たばこ税に係る還付加算金及びたばこ特別税に係る還付加算金とする。この場合においては、特別措置法第十七条の規定は、適用しない。

2 第八十条第二項又は第三項の規定は、租税特

別措置法第八十八条又は第八十八条の二第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

3 復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)

第八十四条 復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。この場合においては、特別措置法第十八条の規定は、適用しない。

第五節 雑則

(当該職員の権限)

第八十五条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下この章において「当該職員」という。)は、復興特別たばこ税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 たばこ税法第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 製造たばこを保稅地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先

を質問すること。

2 当該職員は、復興特別たばこ税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者(たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第三条において同じ。)、卸売販売業者(同法第二十七条第二項に規定する卸売販売業者をいう。又は小売販売業者(同項に規定する小売販売業者をいう。附則第三条において同じ。))の組織する団体(当該団体をもって組織する団体を含む。)に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 当該職員は、復興特別たばこ税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

4 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第七十一条及び第七十八条の規定は、適用しない。

5 当該職員は、第一項から第三項までの規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(復興特別たばこ税に係るたばこ税法の適用の特例等)

第八十六条 復興特別たばこ税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たばこ税法	第十二条第五項及び第十三条第	たばこ税	たばこ税及び復興特別たばこ税

租税特別措置法	第四項	たばこ税法	たばこ税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。次項において「特別措置法」という。)
	第八十八条の三 第一項	たばこ税法	たばこ税法及び特別措置法
	第八十八条の三 第二項	たばこ税法	たばこ税、復興特別たばこ税
	第二条第一号	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)	第七條第一項	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
	第七條第二項	第十六條第一項 若しくは第五項	第十六條第一項 若しくは第五項、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(第四項において「特別措置法」という。第七十七條第一項(たばこ税法第十六條第一項又は第五項の規定に係る部分に限る。))
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律	第七條第三項	地方揮発油税	地方揮発油税又はたばこ税及び復興特別たばこ税
	第七條第四項	これらの税目	揮発油税及び地方揮発油税又はたばこ税、たばこ特別税及び復興特別たばこ税
相続税法	第十四條第二項	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
	第十四條第二項	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税

たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)	第九條第一項	たばこ税及び	たばこ税、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第三百三十七号)に規定するたばこ特別税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)に規定する復興特別たばこ税並びに
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)	第七十六條及び第二百四十一條	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)	第二百九條	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税

- 2 前項に定めるもののほか、復興特別たばこ税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 第六節 罰則
 - 第八十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 偽りその他不正の行為により復興特別たばこ税を免れ、又は免れようとした者
 - 二 偽りその他不正の行為により第七十六條第一項又は第七十七條第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者
 - 2 前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特別たばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。
 - 3 第一項第一号に規定するもののほか、第七十
 - 2 前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特別たばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。
 - 4 前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特別たばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。
- 3 第一項第一号に規定するもののほか、第七十
 - 2 前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特別たばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。
 - 4 前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特別たばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第八十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第八十七条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

第七章 復興債の発行等

(復興債の発行)

第九十条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項の規定にかかわらず、復興施策に要する費用(以下「復興費用」という。)のうち平成二十三年年度の一般会計補正予算(第3号)に計上された費用の財源については、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 平成二十三年年度の当初予算に計上された基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用を同年度の一般会計補正予算(第1号)において東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するために減額した経緯に鑑み同年度の一般会計補正予算(第3号)に計上された当該費用は、復興費用とみなして前項の規定を適用する。

3 平成二十三年年度において、一般会計補正予算(第3号)の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、第一項の規定を適用する。

4 政府は、平成二十四年度から平成二十七年年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

5 第一項、第三項及び前項に規定する復興費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

6 財政法第四条第一項ただし書の規定は、第一

項、第三項及び第四項に規定する復興費用については、適用しない。

(復興債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第九十一条 前条第一項から第四項までの規定により発行する公債(以下「復興債」という。)の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される復興債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

(復興債等の償還)

第九十二条 復興債及び当該復興債に係る借換国債(特別会計法第四十六条第一項又は第四十七条の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下同じ。)については、平成三十四年度までの間に償還するものとする。

第八章 復興特別税の収入の用途等

(復興特別税の収入の用途等)

第九十三条 平成二十四年度から平成三十四年度までの間における復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用(復興債(当該復興債に係る借換国債を含む。次条及び第九十五条第一項において同じ。)の償還に要する費用(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。)をいう。以下同じ。)の財源に充てるものとする。

2 平成二十四年度から平成二十七年年度までの間における第三条の規定による財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金金は、償還費用の財源に充てるものとする。

3 次に掲げる株式の処分により平成三十四年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

一 第四条第一項の規定により国債整理基金特別会計に所屬替をした日本たばこ産業株式会社の株式

二 特別会計法附則第二百八条第四項の規定により国債整理基金特別会計に歸属した東京地下鉄株式会社の株式

三 第五条の規定により国債整理基金特別会計に所屬替をした東京地下鉄株式会社の株式

4 前三項に規定する収入のほか、平成二十三年年度から平成三十四年度までの各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であつて国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てるものとする。

(復興特別税の収入の用途等の特例)

第九十四条 復興特別税の収入、前条第三項各号に掲げる株式の処分による収入及び同条第四項に規定する国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入(次項において「復興特別税等の収入」という。)であつて平成三十四年度において生じたものは、まず償還費用の財源に充て、なお残余があるときは、復興債以外の公債(財政法第四条第一項ただし書の規定により発行された公債(当該公債に係る借換国債を含む。)を除く。)の償還に要する費用の財源に充てるものとする。

2 平成三十三年年度以前の年度において当該年度までに発行した復興債の償還を完了した場合においては、当該年度から平成三十三年度までの間において生じた復興特別税等の収入については、前項の規定を準用する。

(特別会計法の適用に関する特例)

第九十五条 復興債は、特別会計法第四十二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

2 第九十一条の規定により、各年度の翌年度の四月一日以後発行される復興債は、特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、当該各年度の三月三十一日に発行されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六章の規定並びに附則第三条、第四条、第八条及び第九条の規定 平成二十四年十月一日

二 第四章の規定並びに第四十五条、第四十七条、第四十九条、第五十一条から第五十四条まで、第五十六条、第五十七条、第五十九条、第六十三条及び第六十四条の規定(これらの規定中復興特別所得税に係る部分に限る。)並びに附則第六条の規定 平成二十五年一月一日

三 第五章の規定(前号に掲げる規定を除く。) 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第三号イ及びハに掲げる規定の施行の日

四 附則第十三条及び第十四条(附則第十三条に係る部分に限る。)の規定 郵政改革法(平成二十三年法律第 号)の施行の日

(財政投融资特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要な措置)

第二条 特別会計法第六条の規定にかかわらず、平成二十四年度から平成三十二年までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入歳出の決算上、特別会計法第五十八条第一項に規定する収納済額が同項に規定する支出済額等に不足すると見込まれ、かつ、当該不足を同条第二項の規定により補足することができないと見込まれる場合においては、当該補足することができないと見込まれる金額に相当する金額を限度として、特別会計法第五十三条第一項第二号の経費(同号トに規定する公債の償還金を除く。)に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融资特別

会計財政融資資金勘定の歳入とする。
(手持品課税等)

第三条 平成二十四年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で作製たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(たばこ税法第十条の規定により、たばこの課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で作製たばこを所持する場合においては、その合計本数とする)が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により復興特別たばこ税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く)。千本につき千円
二 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこ 千本につき四百七十五円

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(小売販売業者にあつては、たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成二十四年十月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量
二 前号の数量により算定した前項の規定による復興特別たばこ税額及び当該復興特別たばこ税額の合計額
三 その他参考となるべき事項

3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、東日本大震災からの復興に関し地方公

共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)附則第二条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同条第十項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。

4 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成二十五年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる復興特別たばこ税額の合計額に相当する復興特別たばこ税を、国に納付しなければならない。

5 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る復興特別たばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6 第一項の規定により復興特別たばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定により復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該復興特別たばこ税額

に相当する金額は、第七十六条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者(たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。)が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定による復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該復興特別たばこ税額に相当する金額は、第七十七条の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定による復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む)。

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定による復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8 たばこ税法第二十六条(第二号を除く。)の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9 第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより復興特別たばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
10 前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特

別たばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

11 第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第九項及び前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

13 前項の規定により第九項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

(戻入れの場合のたばこ税及びたばこ特別税の控除等に関する経過措置)
第四条 平成二十四年十月一日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)につき、同日から平成三十四年九月三十日までの間にたばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成二十四年十月分から平成三十四年九月分までの各月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十六条及び第十七条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、)」とする。

2 平成二十四年十月一日から平成三十四年九月

三十日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこにつき、同年十月一日以後にたばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする同月分以後の月分については、同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十六条及び第十七条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第二項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第四条第二項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、とする。」

3 平成二十四年十月一日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前二項の規定に準じ、政令で定める。

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）
第五条 日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の二分の一以上に当たるを」が発行している株式株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。の総数の三分の一を超える」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第十七条第一号中「第二条第四項」を「第二条第二項」に改める。
（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条の次に次の一条を加える。
（清算所得に対する法人税に関する経過措置）
第二十九条の二 十月旧法人税法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等であつて、附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた清算所得に対する法人税を課されるものが、清算中に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき同法第四章の規定により復興特別所得税を課された場合には、十月旧法人税法第二編第三章、第二百九条第一項、第三百三十五条及び第三百三十七条の規定の適用については、その課された復興特別所得税の額は、当該内国普通法人等の当該清算所得に対する法人税（当該内国普通法人等の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。）の額から控除をされるべき所得税の額とみなす。
（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一条を加える。
（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）
第二十三条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第六十二条を次のように改める。

（当該職員の質問検査権等）
第六十二条 国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。次項において同じ。）及び第七十四条の七から第七十四条の十一までの規定は、復興特別法人税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二の規定による復興特別法人税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。
第六十七条第一号中「第六十二条第一項から第四項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」を「第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二に」、「又はこれら」を「又は同条」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
第七十一条第二項中「。第八十五条第一項第二号において同じ。」を削る。
第八十五条を次のように改める。

（当該職員の質問検査権等）
第八十五条 国税通則法第七十四条の五（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十二第二項の規定は、復興特別たばこ税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の五の規定による復興特別たばこ税に関する質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは採取をする場合又は同法第七十四条の十

二第二項の職務を執行する場合について準用する。

3 第一項において準用する国税通則法第七十四条の五（第一号ハに係る部分に限る。）の規定により採取した見本に関しては、第七十一条及び第七十八条の規定は、適用しない。
第八十八条を次のように改める。
第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十五条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五（第一号イ又はロに係る部分に限る。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条（第一号イからハまでに係る部分に限る。）の規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二 第八十五条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五（第一号イに係る部分に限る。）の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

附則第三条第二項中「小売販売業者にあつては、たばこ事業法」を「小売販売業者（たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。）にあつては、同法」に改め、同条第六項中「のうち、特定販売業者」の下に「たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。」を加える。

附則第一条第三号二中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第五号に次のように加える。
ナ 第二十三条及び附則第九十三条の二の

規定

附則第九十三条の次に次の一条を加える。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九十三条の二 第二十三条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下この条において「新特別措置法」という。)第六十二条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。))の規定を準用する部分を除く。の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の二第一項第二号に定める者(同条第二項の規定により同号に掲げる者に含まれるものとされる者を含む。))に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該者に対して当該調査に係る第二十三条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下この条において「旧特別措置法」という。))第六十二条第一項若しくは第二項又は同条第六項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。))に係るものを除く。について適用し、同日前に法人に対して行った旧特別措置法第六十二条第一項又は第二項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。))及び同条第三項又は第四項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に規定する金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められ

る者に対して同日前に行った同条第三項又は第四項の規定による質問又は検査(当該経過措置調査に係るものを含む。))については、なお従前の例による。

2 新特別措置法第六十二条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。))の規定を準用する部分に限る。の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

3 新特別措置法第八十五条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。))の規定を準用する部分を除く。の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行う同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取(同日前から引き続き行われている調査(同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧特別措置法第八十五条第一項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。))に係るものを除く。))について適用し、同日前に旧特別措置法第八十五条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取(経過措置調査に係るものを含む。))については、なお従前の例による。

4 新特別措置法第八十五条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。))の規定を準用する部分に限る。の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

(租税特別措置法の一部改正)
第八条 租税特別措置法の一部を次のように改正

する。

第八十八条を次のように改める。

(特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率の特例)

第八十八条 たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間、同条の規定にかかわらず、千本につき一万二千四百二十四円とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定の施行日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第十条 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律(平成二十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四条第一項ただし書」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第九十条第一項から第三項まで」を加える。

(復興施策に必要な財源の確保等についての見直し)

第十一条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、東日本大震災からの復興の状況等を勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うものとする。

(租税収入以外の収入による財源の確保)

第十二条 政府は、前条の規定による見直しを行うに際し、第二章及び第三章に規定するもののほか、平成二十三年度から平成三十四年度までの間において二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として

次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

二 エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点等を踏まえて、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

2 政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

第十三条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式(日本郵政株式会社法(平成二十三年法律第 号)第三条の規定により政府が保有していなければならぬ議決権に係る株式を除く。))について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。

(復興特別税の負担軽減措置)

第十四条 政府は、前二条の規定による償還費用の財源の確保が見込まれる場合には、附則第十一条の規定による見直しの結果に基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための所要の措置を講ずるものとする。

理由

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策に必要な財源を確保

するための特別措置として、財政投融资特別会計
財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計へ
の繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京
地下鉄株式会社の株式の所属替等の措置を講ずる
とともに、復興特別所得税、復興特別法人税及び
復興特別たばこ税を創設するほか、当該財源につ
いての公債の発行に関する措置等を定める必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

平成二十三年十一月十四日印刷

平成二十三年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

O